災害に備えましょう!

いざという時のために、まずは、日頃から非常時の持出品や備蓄品を用意しておく ことが大切です!

防災備蓄品▶

備蓄品は、できれば7日分を準備しましょう! 難しいようであれば、まずは3日分を準備!

□ 乾パン・缶詰などの非常食

□ マグカップ・紙皿

□ 食品用ラップ

□ ペットボトルの水・給水容器

□下着・防寒着

□ 雨具・軍手・運動靴

□持病の薬・常備薬

□お薬手帳

□ 簡易トイレ

らの

□ 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池 □ 携帯電話の充電器・貴重品 (通帳、現金)

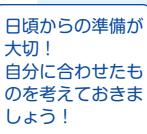
『防災備蓄品』のう ち、これらのもの は、『非常用持出品』 として、1日~2日 分をリュックサッ クに入れ、すぐに持 ち出せるようにし

ておきましょう!

□ カセットコンロ・ガスボンベ □ お風呂に水をためておく 大切! □ 災害用伝言ダイヤル 171

□ 防災行政無線放送内容の 電話案内(0180-994-144)

□ 家族の連絡先の確認





ふじキュン♡

次のことについても注意しておきましょう!

持病のある方は、必要 な薬のリストを作ってお きましょう。

避難時の移動に備えて、 杖・車椅子など必要なもの はすぐに使用できるように 準備しておきましょう。

老眼鏡や補聴器など、 日常生活に必要なものは 普段から身の回りに置い ておきましょう。

※本リーフレットの問い合わせ先 藤沢市危機管理課 0466-25-1111 (内線2440) 2017年 (平成29年) 5月第2版

ふじさわ 避難行動要支援者編 一高齢者向けリーフレットー

このリーフレットは、災害発生時に支援を必要とする方(特に高齢者の方)を対象に作成 したリーフレットです。

■この取り組みは…

災害発生時に、特に支援が必要となる方《高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方 など》が掲載された名簿を、自治会・町内会や自主防災組織へ事前に提供し、日頃からの見 守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取り組みです。

■避難行動要支援者とは…

高齢者

- ひとり暮らし高齢者(75歳以上)
- ねたきり高齢者(65歳以上)
- 高齢者のみ世帯(75歳以上)

障がい者

- 身体・知的・精神等の障がいまたは 難病等のある方
- ※対象となる方について、障がいの等級、世帯状況の 条件があります

- ※施設へ入所・病院へ入院されて いる方は除きます。
- ※対象者の詳細については別冊の ふじさわ防災ナビ〜避難行動要 支援者編~をご覧いただくか危機 管理課へお問い合わせください。

要介護者

介護保険要介護3以上の方

■制度のしくみ

平常時からの 聞きとり

避難行動要支援者

高齢者・障がい者・要介護者

災害発生時の 避難支援

希望確認書 の提出

2 名簿掲載対象者へ 希望確認書の送付

避難支援等関係者

- 自治会・町内会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- ●警察、消防

3 名簿情報の提供

相互協力

- ●名簿の作成
- 自治会などの会議における 制度の説明や周知

藤沢市

※なお、避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として 行っていただくものであり、法的責任や義務を負うものではありません。

日頃からの準備と近所づきあいがあなたの命を守ります!〈地震災害を想定〉



まずは自分と家族の安全確

避難開始



津波の危険がある場合は、

できるだけ遠く、できるだけ高い場所に避難しましょう。 あらかじめ、津波避難ビルなどのなるべく高く避難できる場所を 確認しておきましょう。

一時避難場所

自宅に倒壊などの恐れがある 場合は、ガスの元栓・電気のブ レーカーを確認し、まずは、一時 避難場所へ向かいましょう。

「一時避難場所」はどこですか?



広域避難場所

大きな火災の危険が迫って いる場合に避難する場所です。

「広域避難場所」はどこですか?

大火災発生

倒壊の危険あり

自宅が安全なら

一時避難場所へ集まった方を 中心に、お互いの助け合いによ り安否確認が行われます。

自宅(在宅避難)

自宅が安全な場合や移動が困 難な場合は、自宅にとどまり、自 治会で決められた[安否確認行 動」(タオルや旗を掲げるなど) を取りましょう。

自宅へ戻ることが難しい場合は、避難施設へ

災害発生時にこそ、 日頃からの近所付き合いが 生かされます! ぜひ、自治会・町内会へ 加入しましょう!



ふじキュン♡

避難生活

福祉避難所 (市民センター・公民館)

避難施設での生活が困難な方が、 高齢者・障がい者施設へ移るまで の一時的な避難施設です。各市民セ ンター・公民館に開設されます。

「福祉避難所」はどこですか?

特に支援を必要とする方

避難施設

自宅が被災し、生活が困難な場合 は、小・中学校などの避難施設へ避 難します。避難施設は、自治会ごと に決められています。事前に確認し ておきましょう。

※自宅の被害が少なく、避難生活を必要 としない方についても、物資が不足し た場合は、避難施設で受け取ることが できます。そのような場合は、各避難施 設で在宅被災者の登録をしましょう。

「避難施設」はどこですか?





生活再建

宅 生 活



直接、各避難施設へ向かうように決めている自治会もあります。

避難の流れは、お住まいの地域や自治会によって異なる場合があります。 各地区や自治会の防災訓練・避難訓練に参加し、避難の流れなどを把握しておきましょう。